

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第42号 発行日：平成30年11月12日
発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟第26回口頭弁論期日が開かれました！！

平成30年10月26日午後2時より、熊本地方裁判所にてノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟第26回口頭弁論期日が開かれました。今回の裁判では、今後の訴訟進行計画を提案した上で、高峰真弁護士が法廷で、早期に人証調べ（証人尋問や原告尋問）を行うことを裁判所に強く求める意見陳述を行いました。また、園田昭人弁護団長が、文書送付嘱託（特措法の結果の開示を熊本県、鹿児島県に求めたこと）に反対



▲裁判前の門前集会の様子

する被告に対し、特措法の結果が対象地域外の曝露（汚染された魚介類を食べたこと）の立証に不可欠であること、裁判の審理のためにも重要であることを主張しました。その他、被告からの求釈明（相手に説明を求めること）に対する回答や除斥（民法上「20年間請求しない権利は消滅する」という制度）を主張する被告に対し、水俣病と診断されてから除斥期間の20年が起算されると反論しています。その後、地裁にて進行協議が、熊本市国際交流会館にて報告集会が開かれました。次回期日は平成31年1月25日（金）午後2時からです。

近畿訴訟第14回弁論期日が開かれました！

9月21日に近畿訴訟14回目の弁論が開かれました。原告側からは病像に関する準備書面22と時効・除斥に関する準備書面23が提出されました。中島宏治弁護士は、病像について「他疾患との鑑別が適正に行われている」、水俣病発症時期について「検診を受けて初めて発症の事実が判明する」と、秋田仁志弁護士は、時効・除斥について「原告らが水俣病と診断された時を起算点とすべきであって除斥

期間はまだ経過していない」と主張しました。又、徳井義幸弁護団長は、本年3月に裁判所が下した「特措法資料の文書送付嘱託」の決定に従おうとしない被告らに対し「この場（法廷）できちんと原告に説明すべき」と厳しく詰め寄りました。

8ヶ月ぶりの第17回弁論

(東京訴訟)



▲裁判後の報告集会の様子

に近づいてきたと評価することができると東京高裁判決の意義について、①症候、②曝露、③因果関係の各項目について陳述しました。

この日は、第6陣6名の追加提訴も行われました。新しく原告になったのは、東京や埼玉、千葉などに住む、天草市倉岳町出身者などです。

東京裁判は、鈴木政紀裁判長のあまりにも強引な訴訟指揮に対し、原告・弁護団は「忌避」といって裁判官を審理から外すよう申し立てを行っていましたが。そのため、第16回弁論（1月17日）以降、審理がストップしていました。この申し立ては最高裁まで争われましたが、認められませんでした。

9月19日、8ヶ月ぶりに開かれた弁論には原告、支援者が多数押し寄せ裁判傍聴券を求めて列をなしました。法廷では、遠藤健一弁護士が「平成29年11月29日の新潟水俣病東京高裁判決では一審被告の主張を明快に排斥し、訴えを提起した患者ら全員の救済を認めた。この東京高裁判決の内容は、従来の判決よりも本件訴訟における原告の主張

【今後の予定】

- | | |
|--------|------------|
| 12月21日 | 近畿訴訟第17回弁論 |
| 1月16日 | 東京訴訟第18回弁論 |
| 1月25日 | 熊本訴訟第27回弁論 |

とある弁護団員のヒトリゴト

最近スーツのズボンが破れることが多くなりました。ストレッチ素材のスーツがあるみたいですが、自分に負けた気がして手を出せません。

(弁護団・石黒大貴)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内 (担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索